

# 平成20年度「わが町PRバス」利用案内

## 1 わが町PRバス運行支援制度とは

農村部の市町・集落等が、交流活動を通じて自らの地域をPRすることを目的として、一般の参加者を募集してバスツアーを催行する場合、県がバス経費の一部を助成する制度です。

## 2 この制度を利用できる方

この制度を利用できる方は、県内の市町、集落もしくは交流活動を通じて自らの地域をPRしようとする団体とします。

なお、1団体1企画につき最大10台まで利用できます。

## 3 旅行の条件

### (1) 旅行の形態

わが町PRバスの運行にあたっては、旅行業法の適用を受けます。

### (2) 旅行の内容

自らの地域におけるイベント、農林水産物、文化などを広く紹介するもので、次のア～ウのいずれかを内容とした旅行とします。

ア 田植え、稲刈り、里山の下草刈り、地引網等の農林漁業の体験

イ 観光イベントや地域おこしイベントへの参加

ウ その他農山漁村の景観や文化を広くPRするもの

### (3) 行程

「日帰りコース」または「1泊2日コース」で、宿泊する場合は県内に限ります。

### (4) 催行人数

20名以上とします。

### (5) 利用バス

民間の貸切バス（公営バスを含む）を、この旅行を主催する旅行業者が借り上げてください。

## 4 助成金額

バス経費（消費税、通行料、駐車料等を除く）の1/2以内（千円未満切り捨て）を助成金として交付します。

ただし、バス1台につき「日帰りコース」は2万5千円、「1泊2日コース」は5万円を、それぞれ上限とします。

## 5 申込手続

### (1) 旅行の計画

旅行業者と提携して、日程、内容等旅行の企画を立案してください。

### (2) 申込の受付期間

申込は先着順で受付します。なお、四半期毎に設定する予定台数に達した以降の申込の場合は「キャンセル待ち」での受付となりますのでご了承ください。

募集開始日	左の受付期間
平成20年4月1日(火)～21年3月31日(火)	平成20年3月14日(金)～21年3月10日(火)

### (3) 申込書の提出

参加者の募集をしようとする日（催行日ではありません）の20日前までに「わが町PRバス利用申込書」、「旅行企画書」及び「バス借り上げ経費の額が分かる書類」（旅行経費積算書、手配バス会社からの借上経費見積書等）を当公社「兵庫楽農生活センター」に郵送してください（窓口申込も可：9:00～17:00水曜休園）。なお、電話・ファクシミリ・電子メール等での申込はできません。

送付先：〒651-2304 神戸市西区神出町小束野 30-17 社団法人兵庫みどり公社  
兵庫楽農生活センター「都市農村交流バス担当」 まで  
TEL (078)965-2651 FAX (078)965-2653

## 6 利用の承認

### (1) 利用承認の決定

受付順により申込書の内容を審査したうえで、利用承認を決定します。

なお、審査の際、旅行企画の詳細がわかる資料を提出していただく場合があります。

### (2) 利用承認の通知

利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書面（旅行実施報告書、助成金請求書、アルバム台紙ほか）を送付します。

なお、不承認となった団体にも、その旨通知します。

## 7 利用承認後の手続

### (1) 利用内容の変更、利用中止の場合について

次の事態が発生した場合は、すみやかに当公社「兵庫楽農生活センター」へ電話連絡の上、必ず書面で届け出てください

ア 「利用変更届」・・・行程等の内容を変更する場合、またはバス台数の減や行程精査によりバス費用が減額する場合（バス費用が変更となる場合は変更後の「経費見積書」を添付すること）

イ 「利用中止届」・・・やむを得ない事情（参加者が20名未満等）により、全ての旅行を取りやめる場合

◇必要台数が増える等の理由により助成金の増額を希望する場合は、「利用中止届」に加えて新たに「利用申込書」と「経費見積書」を提出して、承認を得る必要があります。

### (2) 旅行時にしていただくこと

催行旅行時の実施状況が確認できる写真を撮影してください。（3枚程度を提出いただきます）

### (3) 旅行終了後にしていただくこと

旅行終了後20日以内に以下の3つの書類を当公社「兵庫楽農生活センター」へ提出してください。

なお、写真は返却いたしません（PR等で活用させていただきます）のでご了承をお願いします。

ア わが町PRバス旅行実施報告書

イ 助成金請求書（助成金受領権限委任状）

ウ 実施状況写真（3枚程度）（催行旅行の実施状況が確認できる写真）

## 8 助成金の交付

助成金は、旅行実施報告書を確認後、提出される助成金請求書に基づき、利用者が受領権限を委任した旅行業者の金融機関口座へ振り込みます。（申込者にお支払いするものではありません）

なお、旅行実施報告書の確認の際、旅行を実施したことが確認できる資料を追加提出していただく場合があります。

全ての必要書類（7の(3)のアからウの3種類の書類）の提出がなければ、助成金の支払ができませんのでご注意ください。

旅行実施後20日を過ぎて報告書類（助成金請求書等）の提出がないときは、利用承認を取り消し、助成金を交付しない場合がありますので、実施後速やかに報告書類を提出いただきますようお願いいたします。

## 9 その他

### (1) 保険加入

万一、ご利用のバスで交通事故等が発生した場合、兵庫県及び社団法人兵庫みどり公社は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

### (2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合には、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス借り上げ先として承認しません。